

【行列のできめ法律相談所】
よそお
偽装う会社

【意外と知らない後見制度】
オマエのものはオレのもの?!

【現役弁護士も夢中らしい】
正義はカネで買えるのか?

【風の吹くまま、気の向くまま】
平泉中尊寺の旅

【とある釣り師の独り言】
我が心の中禅寺湖
~ Lake CHUZENJI on my mind ~

特集

学校では教えてくれない
「**相続**」の基礎知識

【定年後再雇用制度】
走り続けてこそ人生

【消費者問題/詐欺】
だからアナタは狙われる

相続問題、消費者被害に定年後再雇用と問題山積み。どうなるニッポン!

全力で考える高齡者問題



一人じやない

法律問題というものは、専門家によるアドバイスが
トラブルの事前防止、早期解決につながります。

当事務所では、紹介者の有無を問わず相談日を設け
弁護士12名が広くご相談に対応いたします。

なにも、一人で悩むことなんてないですよ。

大宮駅東口 徒歩5分

埼玉中央法律事務所

弁護士 難波幸一/弁護士 山本政道/弁護士 青木 努/弁護士 大塚信雄
弁護士 長田 淳/弁護士 松苗弘幸/弁護士 久保田和志/弁護士 金子直樹/弁護士 壺 十萌子
弁護士 宮西陽子/弁護士 増田悠作/弁護士 宮田晶子
埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目28番地 あじせんビル4階(受付)
電話 048-645-2026 <http://saitamachuuou.gr.jp>

月曜~金曜 朝9:00~夜6:00

【特集】

学校では教えてくれない

「相続」の基礎知識

相続の問題を考えたことがありますか？

自分が亡くなった時の事
身の回りの人が亡くなった時の事

普段は考えない事でも、実際に問題が生じた時には、あの時、こうしておけば良かったと思う事もあります。

相続という問題は、まさに問題が起きたときには、当の本人はじくなっていて、どうしようもないという事がありません。

あまり考えたくない事かもしれませんが、きちんとした準備をしておかないといけないかもしれません。

今回は、そんな相続におけるよくある問題について、考えてみましょう。

長男って得なの？ 損なの？
今は昔の家督相続

相続の相談を受けた時に、「自分は、長男なんだから」という主張を聞くことがあります。

確かに、長男というと、弟、妹の面倒を見てきたり、小さい頃には、お兄ちゃんなんだからと我慢を強いられてきた事もあり、自分が家を継ぐものと育てられてきた人も少なくないかもしれません。

昔の民法には、家督相続という制度があり、主に長男が戸主となって家を継ぐという制度がありました。それは昭和22年までの話！

今は、兄も、姉も、弟も、妹も、みんな平等の割合で相続することになります。長男というだけで、相続でも損もないわけではありません。

但し、お墓や祭具に関する祭祀承継は、別です。お墓などは、今でも、単なる財産とは異なり、慣習なども尊重され、長男が承継するという事も多いかもしれませんね。

親の介護と放蕩息子

兄弟姉妹で相続で争いになるときは、今までのいろんな想いが現れるものです。自分は、親の介護を見てきたとか、あいつは親に面倒ばかりかけてきたなどなど。

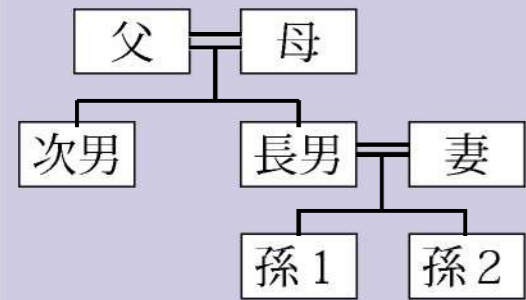
相続においては、みんな平等と言っても、亡くなられた方（被相続人と言います）のために財産を負担してきた場合などには、寄与分と言って、その分を相続で多く受け取ることで調整をします。

逆に、被相続人から、生前に贈与を受けていた場合や、借金の肩代わりをしてもらった場合などには、特別受益と言って、相続で減らされることにもなります。

でも、単に、親の介護をしてきたというだけで、相続で多くもらえるわけではありません。親の介護をすることは、相続のためではないですからね。



では、ここで
問題です！



Q1：父が亡くなる前に、先に長男が亡くなっていた場合、父の遺産につき、誰にどれだけの権利があるか？

Q2：父が亡くなった後、遺産分割が終了する前に長男が亡くなった場合、父の遺産につき、誰にどれだけの権利があるか？

A1：母2分の1、次男4分の1、孫1・孫2が8分の1ずつ
→長男の代わりに孫らが相続する事になる（代襲相続）。

A2：母2分の1、次男4分の1、妻8分の1、孫1・孫2が16分の1ずつ
→長男の相続した権利を、長男の相続人である妻、孫らが相続する事になる。

親の心子知らず？ 「遺言」で残す親のキモチ

親の立場になりますと、自分が亡くなった後に子どもたちが相続で争っているというのは、嬉しいことではないですよね。

そんなことを考えたなら、亡くなる前に「遺言」を残しておくのは、1つの方法です。自分の財産には、どんなものがあり、どのように分けて欲しいのか、どんな思いでいるのかなどなど、遺言に書くことは、それなりにあります。親としては、出来の悪い子の方がかわいいという場合もありますからね。

しかし、これが、兄弟姉妹の間で争いにもなるのですが・・・

でも、遺言は、亡くなってから伝わるものでしかありません。やっぱり、生前に家族みんなで話し合っておければ、理想ではあることは間違いありません。



相続するものがない？ 借金も「財産」なんです

相続で争いになるということは、残された財産があるだけ幸せとの考え方もあります。どうせ相続する財産はないから争いにならない、なんて考えていませんか。財産はないけど、実は、借金があるなんてこともあります。借金だって、相続によって引き継がれてしまいます。そんなときには、相続をしたことを知ってから3か月以内に家庭裁判所で「相続放棄」という手続きをしなければなりません。3か月という期間は、あつという間ですでお気を付けてください。

* * * * *
いかがでしたでしょうか？

もし相続の問題が身近に起きたとしても、あわてず騒がず、一人で悩まずお気軽にご相談下さい。



弁護士 松苗弘幸

弁護士になって以来、10年以上ずっと消費者側の立場に立った活動を！もちろん、交通事故・相続・不動産事件なども扱っています。別とシュールなお笑いが好きです。

全力で高齢者問題
考える